

「丸岡医院訪問介護事業所」運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人丸岡医院が開設する訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）事業（以下「事業所」という。）が行う訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士・訪問介護養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 丸岡医院訪問介護事業所
- (2) 所在地 酒田市亀ヶ崎7丁目4-22

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	人 数
管 理 者	介護福祉士	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	5名以上
訪問介護員	介護福祉士	30名以上
訪問介護員	2級ヘルパー（准看護師）	6名（3名）
訪問介護員（非常勤）	介護福祉士	6名
訪問介護員（非常勤）	2級ヘルパー（正看護師）	2名（1名）

認定特定行為業務従事者

種 類 別 内 容	人 数
第1号、第2号（不特定の者）	20名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 無休
- (2) 営業時間 7：00～19：00

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用料の1割の額とする。（所得で負担割合に変動あり）また、厚生労働大臣が定める基準額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要する交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えたところから、片道おおむね10キロメートル未満100円

(2) 実施地域を越えたところから、片道おおむね10キロメートル以上200円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

訪問介護サービス

単位：円（介護保険点数）

	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 (30分を増すごとに+84単位)
身体介護	2440 (244)	3870 (387)	5670 (567)
生活援助		20分以上 45分未満	45分以上
	—	1790 (179)	2200 (220)

介護予防・日常生活支援総合事業（住所地の属する市町村の利用料金に準ずる）

現行相当の場合（1月につき）

単位：円

介護予防訪問介護（Ⅰ）	要支援1・2（週1回程度）	1176
介護予防訪問介護（Ⅱ）	要支援1・2（週2回程度）	2349
介護予防訪問介護（Ⅲ）	要支援2（週2回以上）	3727

4 特定事業所加算（Ⅱ）に該当する事業所のため基本単位数の10%加算となる。

5 新規に当事業所を利用した場合 初回加算 200単位

6 緊急時介護支援専門員が必要と認めた場合 緊急時訪問介護加算 100単位

7 同一建物減算を行なう場合もある

8 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等ベースアップ等支援加算に該当する事業所とし当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外される。

9 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録をしている
（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、酒田市、遊佐町とする。

（訪問介護計画の作成）

第8条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護事業の当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画（介護予防・日常生活支援総合事業計画）を作成するものとする。

2 訪問介護計画（介護予防・日常生活支援総合事業計画）は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付するものとする。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

（緊急時における対応方法）

第9条 訪問介護員は、訪問介護事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して実施状況を記録しなければならない。

- 3 事業所は、利用者に対する訪問介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情処理)

- 第10条 事業者は、提供した訪問介護事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受け付け窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供した訪問介護事業に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 事業者は、提供した訪問介護事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第百七十六条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の準備)

- 第12条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 一 訪問介護計画
 - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 市町村への通知にかかる記録
 - 四 苦情の内容等の諸記録
 - 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (ア) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (イ) 継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約内容とする。

- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人丸岡医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。
- 6 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附則

H27 年度介護報酬改定により、利用料一部変更となる。

同時に住所変更をおこなう

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

職員の員数、営業時間、記録の保管期間の変更を行なう。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

介護予防・日常生活支援総合事業に移行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。介護報酬改定の変更

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条の文言変更し平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。住所変更

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。介護報酬改定の変更

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。職員数変更

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ベースアップ加算（臨時改定）

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。介護報酬改定の変更

この規定は、令和 6 年 12 月 10 日から施行する。職員数変更

第 11 条虐待防止に関する事項追加